

## 1 はじめに

---

令和2年7月に「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行した。そして、基本条例の精神を実効性のあるものとし、前文で掲げている「市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」の実現に向け、人権施策を着実に取り組むための方向性を示す「狛江市人権施策推進指針」（以下「人権指針」という。）を令和4年3月に策定した。

人権指針は、基本条例の趣旨と条文を実効性のあるものとするため、狛江市のあらゆる施策・事業について、人権を尊重する視点を持って推進するための基本姿勢を示すとともに、狛江市における人権施策の全体像を明らかにしている。

基本条例第13条に基づき設置している狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）は、人権指針の体系及び施策の方向性に沿った取組について取りまとめた狛江市人権施策取組状況報告書・令和3年度事業（以下「報告書」という。）を踏まえ、人権施策の評価を行い、市の人権施策に係る取組が総合的かつ効果的に進めていただくことを期待して意見を取りまとめた。

## 2 評価の対象等

---

推進会議は、人権指針で分類した分野（①子ども、②女性、③障がいのある人、④高齢者、⑤外国人、⑥性的マイノリティ）について、報告書において、市の取組を確認するとともに、報告書の内容について、理解を深めるために必要な質問を整理し、市担当課に回答を踏まえて、人権擁護の観点から評価できる点、課題等を整理し、意見として取りまとめた。

評価に当たっては、人権指針における基本的施策である「人権教育・啓発」「相談・支援体制」「多様な主体の参加・連携」の他、各分野の施策の方向性に沿った取組が進められているかを踏まえて、評価をした。

### 3 分野別施策の評価・意見

---

#### （1）子どもの人権

子どもの人権施策については、人権課題についての周知・啓発活動を十分に行い、研修等の取組も十分に実施されており、相談・支援体制も多角的な取組が実施されている。特に、相談・支援については、子育て家庭にとって、垣根の低い相談しやすい窓口として、ひだまりセンターの総合相談があることや相談内容に応じて必要な機関に繋ぐことができる体制が整っていることなど、きめ細かく多様な取組が実施されていることから、人権擁護のために必要とされる体制が講じられている。

子どもの権利条約では、子どもたち一人ひとりの人としての権利や自由を尊重し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が規定され、家庭や社会生活等のあらゆる分野において、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとされており、こういった視点をもって市の施策を確認することも必要である。このうち、「参加する権利」については、子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるというものであり、人権という問題について子どもが主体となって考える場として、人権教室、人権メッセージ、人権作文等は非常に有意義な取組であり、今後もこういった取組を行っていただきたい。子どもが権利を持つ主体者であるということを大人が理解しておかないと、大人が子どもを枠にはめ過ぎてしまうことになる。大人が気を付けていないと見守りではなく監視になってしまい、それが子どもを傷付けることにも繋がってしまうので、子ども自身がこれらの権利を有し、主体者であるということを理解することが必要がある。そのためにも実際に行われている施策で人権メッセージ発表会や子ども議会等があるが、子どもの発達に応じて、一生懸命やっていることを大いに評価してあげることが大切である。一方、高校生世代の人権啓発や人権施策への取組が少ないように感じるが、高校生であれば人権についてより深く理解し自分の問題として十分に考えられる年齢であり、中学校卒業後も市としてどのような働きかけができるか検討していただきたい。

民法の改正により親権者による子どもへの懲戒権の規定が削除され、「子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とする子どもの人格の尊重に関する規定が新たに加えられたが、市の施策の中でも体罰を許さない、起こさせない地域づくりが必要である。また、施策の方向性に「自己の大切さとともに他者を思いやり、認めることにより、互いの人格を尊重し合い、いかなる差別や偏見を許さない人権感覚を育みます」とあるが、「差別や偏見」だけでなく「体罰も許さない」というメッセージを社会全体に伝えていく必要がある。

学校における不登校児童・生徒の出現率が小学生、中学生ともに上がっており、特に中学生の出現率が上がっている。市では、教育支援センターでの相談事業や適応指導教室等での取組が行われているところであるが、引きこもりや不登校ではなく、学校には行けるが教室には入れない子どももおり、学校の先生方は多忙なため、一人ひとりの子どもを見きれているか気になるところであるため、そういった課題のある子どもたちをケアすることができる人員等の充足が必要ではないか。

また、昨今の物価高騰の中で各家庭への経済的負担による子どもへの影響は大きい。子どもがいきいきと生活できることが理想であることから、子どもの人権を考えるにあたってはそういった視点も持つておくべきであり、子どもが教育を受ける権利を実質的に保証できるような支援が必要である。

## （2）女性の人権

女性の人権の意義や女性の人権課題の背景等について正しく理解するための周知・啓発が行われ、専門分野も含めて職員等の人材育成のための研修等に取り組まれている。また、女性の人権擁護のために必要とされる相談・支援体制が講じられ、問題解決に向けた庁内、関係機関との連携体制が図られているなど、女性の人権に関する施策について概ね評価できる。

母子・父子自立支援員への相談については、件数が多い一方で、女性のためのカウンセリングの相談件数が少なく、そのギャップが大きいところである。相談内容が異なるところではあるが、女性のためのカウンセリングは、電話予約が必要であり、ハードルが高いことも考えられるため、LINEやメールで予約できるようにすることも検討すべきではないか。また、女性関係の相談件数が少ないのは、公的機関への相談にハードルの高さを感じることも考えられるが、悩みや問題を抱えている方に対して、相談窓口をただ増やせば良いという問題ではないかと思われるので、それを解消するためには、身近な地域の居場所でここであれば安心して過ごせるということや、この人なら頼れると思っただけが必要である。子育て中の女性に対する相談や居場所はいくつかある一方で、子育て中ではない女性の相談先や居場所は少ない状況である。まず当事者にとって信頼できる人との関係づくりが必要であり、安心して過ごせる居場所から相談に繋げていくことが必要ではないか。引きこもりの方が集まる女子会の活動で市民が自分たちで動き出した活動があり、行政としてそのような活動を支援していくことができると市への相談に繋がっていくものと思われる。

女性の就労支援に関して、女性のための働き方セミナーを実施されているが、働き方セミナーは参加者数が少ないため広報の仕方の工夫や参加しやすい方法について意見

としてあげていきたい。ただ、本格的にスタートアップするのであれば実施回数が2回というのは少ないと思われる。法務省が「ビジネスと人権」を重視していることもあり、事業者に対して人権に関するアンケートを出すことによって、どのような意識で人権を考えているのかが分かり、広報するよりも啓発の効果があるのではないかと。

狛江市人権施策取組状況報告書（令和3年度事業）に記載のない分野についての施策の必要性についても検討していただくということ、その中で女性の労働環境や就労環境の問題、居場所の確保も今後の課題ではないかと。

### （3）障がいのある人の人権

障がいのある人の自立や社会参加に向けた取組として、地域のコミュニティの中で障がいのある人が一緒になって取り組める場所が重要であるが、当事者の居場所としてのチャレンジ青年学級やパラスポーツに多くの方が参加している点など評価できる点がある。広く市民が障がいがある人との共生がより身近に感じられるよう、市民への理解促進や啓発を様々な機会をとらえて行っていただきたい。また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共施設の整備は評価できるものであり、狛江市福祉基本条例では、不特定多数の方が利用する施設を、誰もがスムーズに利用することができるように、より進んだ整備基準の全てを満たしている施設に、「狛江市福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」を交付しているが、このような取組をより多くの市民に知っていただき、目に触れることにより、障がい者への理解にもつながるものと思われる。

相談・支援体制が充実してきている中で、当事者やその家族が相談員を担う身体障がい者相談等は相談件数が少なくなっているものの、ピアカウンセリングの機能もあり、精神的な支えになっているものと思われる。また、精神保健相談は、医療未受診の方や家族が相談できる場としても重要な機会であり、障がい者に限らず様々なこころの不安等にも対応することができる必要な施策である。

障がい福祉は、制度自体が非常に複雑なため、情報をまとめて伝えるということ自体に難しい面もあると思われるが、市の「障がい者（児）福祉のしおり」はボリュームがあり、支援者側も詳しく調べないと見つけられないことが多々ある。特に当事者に伝わりやすい手法で届ける必要があるため、障がい種別ごとに分かりやすく情報提供できるように検討していただきたい。また、障がいを持っているお子さんのショートステイや一時的な預かり等による保護者のレスパイトの部分で市内には資源が少ないところであるが、このような市内には資源が少ない分野についても、近隣自治体や関係機関も含めて、どこに行けば良いかというような情報の充実も図っていただきたい。

#### （４）高齢者の人権

高齢者の社会参加に向けた取組として、仕事をリタイアされ、ノウハウをたくさん持っている世代の方々が地域にはたくさんいて、働きたいという気持ちや自分の経験を地域に生かしたいという思いがある方に対して、元気な高齢者の活躍の場づくりが課題である。特に男性は、仕事をリタイアした後は地域との繋がりが少ないように思われるため、どのようにして地域で活躍の場を作れるかという点に工夫が必要である。その一方で、地域の活動団体では新たな担い手を求めている、そういったニーズとマッチングできるプラットフォームとして市民活動支援センターのようなところがその役割を担えると上手く循環させることができるのではないかと考えられる。また、地域での人材確保を考えた場合、仕事をリタイアされた方々は様々なスキルを持っている方も多く、その力を活用することで地域とのつながりが増え、若い世代とともに地域活性の底上げに貢献することができ、高齢者が個人として尊重され、生きがいを持つことができる地域共生社会の実現につながるものであり、そういった方々が地域に入っていける居場所づくりや仕組みづくりが大切である。

高齢者が住み慣れた地域で生活するうえで、文化的で最低限の生活を営むために必要な移動権の保障が求められるが、狛江市内においても地域によってはバスが近くを通っておらず、移動に不便な場所であり、不便を抱えている高齢者がいる。今後の高齢化の進展に向けては、まちづくり全体を見ての高齢者の人権保障という観点で、生活に必要な移動を支援するための仕組みが更に必要になってくると思われるため、他自治体で実施されている取組についても研究をしていただきたい。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市は特殊詐欺被害防止への取組として自動通話録音機の貸与など、これまで様々な防犯対策を行っている。しかしながら、先日の事件はこれまではなかったケースであり、想定外のケースにどのように対応していくかという課題がある。高齢者の人権保障ということで考えると犯罪が起きない、安心して暮らせるまちづくりが大切であり、引き続き、防犯対策の強化に取り組んでいただきたい。

#### （５）外国人の人権

市には、約1,300人、56か国の外国人が住んでいるということであるが、外国人も地域で安心して暮らすことができる環境づくりが必要であり、外国語通訳ボランティア派遣や学校における日本語指導員派遣が少なかったという結果は、支援が必要ではなかったのか、それとも市の情報提供や周知が不十分であったためなのか等を検討する必要があるのではないかと考えられる。また、窓口業務では多言語自動翻訳機を活用しているところであ

るが、生活言語について外国人にも分かるように配慮したやさしい日本語の活用や普及に努めるとともに、多様な文化への理解を深めるような交流の機会を作ることにより相互理解の促進を図っていただきたい。

#### （6）性的マイノリティの人権

性的マイノリティについて正しく理解することが必要であるが、学校において、人権の前提である道徳において、理解を深める内容の授業が実施され、保健体育科保健分野で性に関する指導を通じて理解と認識を深めるなどの活動が行われている。

東京都のパートナーシップ宣誓制度が始まったことで、これに対応する制度を整えるという企業が増えており、以前に比べると社会的にも認知が進んでいると思われるが、市としても正しく理解するための周知・啓発について充実を図っていく必要がある。

性的マイノリティの方は、まだまだ他人に知られたくないことやオープンにしにくい要素があると思われる。また、家族や周りの方も同様に不安を抱えていることがあると思われるので、そういった方々も同様に受け入れられるような施策が求められる。また、当事者の意見を聴取できるような機会が確保されれば、個別具体的な人権課題が出てくるのが当然考えられるため、その対応が必要になった際にどのような施策が必要であるかが今後求められる。しかしながら、ある程度の専門性も必要になってくるため、外部の専門家を取り入れることや、当事者であるピアサポーターの存在もとても大きいところであるが、市で独自の相談窓口がないとしても関係機関の相談先を周知するなどの取組も進めていただきたい。

性別欄の記載は、自分の性別に違和感がある場合でも性自認と異なる性別の記載を強制され、精神的苦痛を伴う場合があるが、市では、採用試験において性別記入を廃止しており、このような配慮が性的マイノリティへの理解を深めることにもつながるものであり、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環としても進めていただきたい。

## 4 狛江市人権尊重推進会議委員名簿

（50音順、敬称略）

職	氏名	区分	所属等
委員	大仁田 妙子	有識者	社会福祉法人 足立邦栄会 地域支援課マネージャー
委員	岸 真	有識者	社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 コミュニティーソーシャルワーカー
委員	重 国 毅	公募市民	
会長	東 裕	学識経験者	日本大学 法学部教授
委員	樋口 ユミ	有識者	ハラスメント防止コンサルタント 株式会社 ヒューマン・コミュニティー
委員	増川 邦弘	公募市民	
委員	宮内 友紀	有識者	狛江市子ども家庭支援センター センター長
副会長	若柳 善朗	有識者	弁護士、元人権擁護委員